

第4 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正案に関する市民意見募集の実施について

1. 改正理由

本市では、家庭系ごみの減量・資源化のため分別収集に取り組み、市民の皆様のご協力により大きな成果を上げています。

近年、地域ごとに決められた日に排出した資源物や不燃ごみ(以下「資源物等」という。)を、クリーンステーション等から持ち去る行為が多発していることから、クリーンステーション等からの資源物等の持ち去り行為を禁止するため、平成26年4月に神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例(平成5年3月条例第57号)(以下「条例」といいます。)を改正しました。

しかし、依然として、繰り返し持ち去り行為を行う者がいることから、クリーンステーション等からの資源物等の持ち去り行為の禁止の徹底を図るべく、条例の一部改正について、広く市民・事業者の意見を募集します。

2. 一部改正案の概要

(1) 勧告の規定

市長は、家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の規定に違反した者に対し、直ちに持ち去り行為を中止し、又は是正することなどを勧告することができる規定を設けます。

(2) 公表の規定

市長は、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる規定を設けます。

(参考) 持ち去り禁止の取組み

(1) 条例の実効性を図るため、持ち去り行為に対するパトロールを実施します。

(2) 持ち去り行為を行った者に対し、注意・指導を行います。

(3) 上記注意・指導を受けた者が、再度持ち去り行為を行うと、職員が勧告書を発し、勧告に従わない場合は、弁明の機会を付与した上で、氏名等を公表します。

(4) 上記公表を受けた者が、更に持ち去り行為を行うと、弁明の機会を付与した上で、職員が命令書を発します。

(5) 命令に違反して持ち去りをした者に対しては、命令に至った経緯、命令に違反した事実等の資料を添付して、警察への告発を行います。

3. 施行予定

平成28年7月

4. 意見募集の方法等

(1) 意見募集期間

平成27年12月3日(木)から平成28年1月7日(木)まで

(2) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧に供します。

- ・環境局事業部業務課
 - ・市政情報室
 - ・各区役所まちづくり課又はまちづくり推進課、須磨区役所北須磨支所、北区役所北神出張所、西区役所西神中央出張所
- ※上記のほか、神戸市ホームページにおいて資料を閲覧いただけます。

(3) 意見の提出先及び提出方法

- ・提出先 環境局事業部業務課
- ・提出方法 郵送、ファックス(078-322-6061)、直接持参、
電子メール(kankyogyomu@office.city.kobe.lg.jp)のいずれか

5. 意見募集後の予定

いただいたご意見に対し、神戸市ホームページで一括して市の考え方を公表します。